

被扶養者に関する提出書類一覧表

提出書類		組合員被扶養者証	被扶養者申告書	被扶養者申告書 (個人番号申告用)	扶養事実の申立書	同意書	所得等に関する証明書等(写)	住民票(写)(※1)	戸籍抄本(写)	診断書又は障害者手帳(写)	雇用保険受給資格者証(写)	在学証明書(写)	経済的援助額(仕送り額)確認書類(写)	組合員以外の扶養義務者に関する確認書類	氏名住所口座変更申告書	個人番号変更届	組合員証等再交付申請書	国民年金第3号被保険者関係届	国民年金被保険者住所変更届		
																				区	分
被扶養者	扶養手当あり		○	○							△								(※2) △		
	扶養手当なし	配偶者・子(0歳～22歳未満)		○	○	○	△	△		△		△		△	△					(※2) △	
		子(22歳以上の学生)		○	○	○	○	△		△			○		△						
		子(22歳以上で学生以外の者)		○	○	○	○	△		△	△	△			△	△					
		父母・祖父母・孫・兄弟姉妹		○	○	○	○	△		△	△	△	△	△	△	△					
		その他の三親等内の親族		○	○	○	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△					
	取消	○	○									△							(※3) △		
被扶養者の氏名・住所等の変更	△												△		○				(※4) △		
被扶養者の個人番号の変更																○					
組合員証等の再交付を受けたいとき	△																○				

(※1) 情報連携により住民票情報が確認できた場合は提出不要です。

(※2) 20～60歳未満の配偶者が被扶養者となる時提出が必要です。

(※3) 20～60歳未満の被扶養配偶者の方で、収入が基準額以上になった場合、離婚等により生計維持関係がなくなった場合、死亡した場合に提出が必要です。なお、死亡した場合で、日本年金機構において該当者の個人番号が収録されている場合は提出不要です。

(※4) 20～60歳未満の被扶養配偶者で、日本年金機構において該当者の個人番号が収録されている場合は提出不要です。

(その他) 組合員が第1号厚生年金被保険者の場合、「国民年金第3号被保険者関係届」及び「国民年金被保険者住所変更届」は事業主(所属所)が直接年金事務所等へ届け出てください。